

遠野市と株式会社東北銀行との 『地方創生の連携に関する協定』の締結について

【発表の内容】

1 地方創生の連携に関する協定内容について

(1) 協定の目的

遠野市と株式会社東北銀行は、地方創生に関する「遠野スタイル創造・発展総合戦略」の取組を推進するため、相互に連携し、協力することを目的に連携協定を締結しました。

(2) 取組内容

- ① 雇用確保のための内発型・外発型商工業の振興に関すること
- ② タフな農林畜産業の6次産業化と新たな仕事の創出に関すること
- ③ 観光振興と交流人口の拡大による「で・くらす遠野」定住の促進に関すること
- ④ 「子育てするなら遠野」の推進に関すること
- ⑤ 高齢者の自立と社会参加の促進に関すること
- ⑥ その他、目的達成のために必要と認められる事項に関すること

2 協定に伴う具体的な取組について

(1) 遠野市の取組み

チャレンジする6次産業応援資金利子補給金の創設

6次産業化や農商工連携の取組を行う事業者が、チャレンジする6次産業応援資金を借入れ、返済の際に発生する利子相当分に対して、遠野市が利子補給を行う。

利子補給率 2.5%/年以内 利子補給期間 7年以内

(2) 東北銀行の取組み

チャレンジする6次産業応援資金の新商品化

6次産業化や農商工連携を行うために必要な事業資金に対する融資資金。

融資金額 500万円以内 融資期間 7年以内

融資利率 年2.5%（固定）

※ただし、遠野市の利子補給金の活用により、実質無利子になります。

担保 原則、不要

※ただし、設備資金で担保が可能な場合は、原則担保とします。

保証人 個別事業の内容に応じる。

商品概要説明書

㈱ 東 北 銀 行
(平成 28 年 4 月 1 日制定)

商品（ローン）名称	遠野市・東北銀行パートナーズ協定 「チャレンジする 6 次産業」応援資金				
募集期間・取扱総額	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（3 年間限定）				
ご利用いただける方	次のいずれか 1 つに該当し。本資金の活用によって 6 次産業化や農商工連携の取組み（※）が進むことを遠野市ならびに東北銀行が認定した方が対象となります。 ・ 1 次産業者：農業者 ・ 2 次産業者：加工業者等 ・ 3 次産業者：販売業者等 （※）原則、市内に住所又は事務所を有する法人または個人				
お使いみち	遠野市内の農産物を活用し、6 次産業化や農商工連携を目的に、生産、加工及び販売を行うために必要な事業資金（運転資金、設備資金） （※）6 次産業化とは、農業者自らが加工及び販売を行うことである。 農商工連携とは、農業者が 2 次産業者（加工業者等）、3 次産業者（販売等）と連携を図ることである。 （※）既往お借入の借換は対象外となります。				
ご融資金額	500 万円以内				
ご融資期間	7 年以内（うち据置期間 1 年以内）				
ご融資利率	<table border="1"><thead><tr><th>貸付金利</th><th>市利子補給率</th></tr></thead><tbody><tr><td>年 2.5%（固定）</td><td>2.5%以内</td></tr></tbody></table>	貸付金利	市利子補給率	年 2.5%（固定）	2.5%以内
貸付金利	市利子補給率				
年 2.5%（固定）	2.5%以内				
ご融資形式	証書貸付				
ご返済方法	元金均等分割返済または元利均等分割返済 （どちらも毎月/6 ヶ月/12 ヶ月のいずれか選択）				
担保	原則、不要。 但し、設備資金で融対物件の担保が可能な場合は、原則担保といたします。				
保証人	お申込内容により個別にご相談させていただきます。				
利子補給	本資金は遠野市の利子補給を受けられます。お客様自らが遠野市に請求することで、遠野市からお客様へ利子相当分の金額が振り込まれます。				

手数料	(1)一部繰上償還手数料：5,000円（消費税別） (2)繰上完済手数料：5,000円（消費税別） (3)条件変更手数料：5,000円（消費税別） 毎月の償還金額の変更、融資期間の変更、保証人の変更、その他の返済条件変更に係る手数料です。
その他	お申し込みにあたっては、当行所定の審査をさせていただきます。
お取扱店	遠野支店
当行が加盟する指定 紛争解決機関	名称：全国銀行協会相談室 連絡先：0570-017109または03-5252-3772 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時